

ワーキング部会の設置について

1 設置要綱制定の趣旨

第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）の策定に向け、宮城県がん対策推進協議会にワーキング部会を設置するもの。

2 設置の根拠

がん対策推進協議会条例第6条の規定に基づき、会長が宮城県がん対策推進協議会に諮って設置する。

3 ワーキング部会の概要

（1）目的

第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）の策定に当たり、宮城県がん対策推進協議会と連携し、県の実情に合わせた推進内容についての検討を行う。

（2）検討内容

- ① 第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）策定の推進方策
- ② 第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）の目標項目及び目標値の設定
- ③ その他、必要な事項

（3）構成員

- ① 宮城県がん対策推進協議会委員から会長が指名する。
- ② 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることもできる。

（4）事務局

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室

4 施行期日 平成24年 月 日

【参考】

宮城県がん対策推進協議会条例（抜粋）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

宮城県がん対策推進協議会ワーキング部会設置要綱（案）

（設置）

第1 第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）の策定に当たり、計画内容の充実を図るとともに、県の実情に合わせた推進方策や目標設定についての検討を行うため、がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号）第1条の規定に基づき設置する宮城県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、ワーキング部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）策定に係る推進方策
- （2） 第2期宮城県がん対策推進計画（仮称）の目標項目及び目標値の設定
- （3） その他必要と認める事項

（構成）

第3 部会に属すべき者は、協議会委員の中から会長が指名する。
2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
3 部会長は、会務を総理する。

（会議）

第4 部会は部会長が招集し、その議長となる。
2 部会長は、必要に応じて部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5 部会の庶務は、宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室において処理する。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。